*裏面の備考をお読みのうえ、ご記入ください。

様式第126号の3 (第68条、第73条の5関係)



Γ			運	転者の区分	障:	害の区分		障	害の	等級	判定(照合)年月日
l	判	定										
	審	查						受	付	者		
ſ	差	額	有	納付書交付	済(手交 ·	郵	送)	•	未 ()	無

自動車税 身体障害者等に係る 自動車取得税 課税免除申請書

年 月	日	申	(納税義	住	所	電話番	号 ()
		請	義	フリ	リガナ			
振興局長	様	者	務者)	氏	名	Ð	身体障害者等との関係	

岩手県県税条例 第103条の4第1項 の規定により、課税免除の申請をします。

申	請	理	由		い か い き 害者	めに当該身体障害者等と 等のみで構成される世帯	– , -		
使	用	目	的	1 通学	2 通月	· 3 通院	4通勤	5 生業	
免	除を	受け	ナよ		年度	免除を受けようとする 税額	自動車税		円
う。	とする	る期間	間		十戌	税額	自動車取得税		円

注) 免除額の上限は裏面の備考5をご覧ください。

1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の記載事項(**手帳を見て記載**してください。)

						生年月日	M.T.S.H	
住 所		氏 名				(年齢)	•	•
	(申請者同)			(申請者同	司)		(歳)
手帳乗具	交付	交付年月日		職業又は				
受給者 番号	有多	効期 限	Н		就学状況			
			障	身体障害	者手帳		級	
 障 害 名			害の	戦傷病	者手帳		項・款	
			程	療育	手 帳		A • B	
			度	精神障害者保	·健福祉手帳		級	

2 自動車を運転する者の運転免許証に関する事項(運転免許証を見て記載してください。)

住 所	(申請者同)	氏	名	(申請者同)	身体障害 者等との 関係	
運転免許証 の種類	普通・中型・大型・()		有効期間の末日	Н	

3 自動車検査証に関する事項(自動車検査証を見て記載してください。)

所有者	住所	(申請者	·同)		J	氏名			(申請者同)			
使用者	住所	(申請者同)				氏名			(申請者同)			
登録番号 (車両番号)		岩手	登 録 年月日	S.H	•	自家用 の 営業用	>別	自家用 営業用	有効期間の満了する日	Н	•	•

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる提出期限までに、同表右欄に掲げる提出先に提出してください。

区	分	提出期限	提出先		
自動車税の免除を	納税通知書の交付を	納期限前7日(例 納期限が5月31日	納税通知書を送付した広		
受けようとする者	受けた場合	の場合は、5月24日)	域振興局、広域振興局総		
			合支局又は地方振興局		
	自動車の新規登録を	自動車税の申告をした日から15日以内	盛岡地方振興局税務部		
	する場合		(税の申告の際に免除申		
自動車取得税の免除	を受けようとする者	自動車取得税の申告をした日(自動車	請をする場合にあって		
		の登録、検査若しくは届出の日又は自	は、税務部分室)		
		動車検査証に記載の日) から 15 日以内			

- 2 「生計を一にする者」が運転するときは、次に掲げる書面を添付してください。
 - (1) 申請者、身体障害者等及び表面記載の自動車を運転する者の健康保険証の写し
 - (2) 次の表の左欄に掲げる使用目的に応じ、同表右欄に掲げる証明書又は申立書

使用目的	証明書又は申立書
通学、通所、通院又は 通勤に使用する場合	ア 学校、施設、病院若しくは診療所又は勤務先の長が発行する通学、通所、通院又は通勤の証明書(賦課期日(当該期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日。以下同じ。)前3箇月間(当該期間内に長期休業期間(本人の都合による休業の場合を除く。)が含まれている場合は、当該長期休業期間を除く。以下同じ。)において週1回以上又は月4回以上使用されていたことを証明するものに限る。) イ 使用状況を記録した書類(上記証明書を添付できない場合に限る。)
生業に使用する場合	使用する理由及び使用状況を記録した書類

- (3) 知事が別に定める添付書類に係る申立書(当該申立書が指示する場合にあっては、当該申立書及び生計が一であることを証する書面等)
- 3 「常時介護者」が運転するときは、次に掲げる書面を添付してください。
 - (1) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者 保健福祉手帳の写し
 - (2) 運行状況を記録した書類(常時介護者が、申請者のために少なくとも1年間以上の期間にわたり週3日以上運転を現に行い、又は行う見込みがあることを1週間を単位として記載したものに限る。)
 - (3) 次の表の左欄に掲げる使用目的に応じ、同表右欄に掲げる証明書又は申立書

使用目的	証明書又は申立書
理学、理所、理院又は 通勤に使用する場合	学校、施設、病院若しくは診療所又は勤務先の長が発行する通学、通所、通院又は通勤の証明書(賦課期日前3箇月間において週3日以上使用されていたことを証明するものに限る。)
生業に使用する場合	使用する理由及び使用状況を記録した書類

- (4) 知事が別に定める添付書類に係る申立書(当該申立書が指示する場合にあっては、当該申立書及び身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し)
- 4 申請者欄と各手帳、運転免許証、自動車検査証欄の住所又は氏名が同じ場合は、「申請者同」を〇で囲んで記載を省略して差し支えありません。
- 5 自動車税及び自動車取得税の免除額の上限は次の表のとおりです。

税目	上 限 額	備考
自動車税	年45,000円	平成 21 年度分から適用
自動車取得税	250万円に(身体障害者仕様車の場合は、改造費を加算した	平成21年4月1日以後
	額)に税率(自家用自動車5%、軽自動車3%)を乗じた額	の取得分から適用